

(公印省略)
伊監第115号
令和7年2月4日
(2025年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体等監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項による監査)

2 監査の対象部局等

伊丹まち未来株式会社

都市活力部

まち資源室

空港・にぎわい課

3 措置を講じた部局等

伊丹まち未来株式会社

(所管部局：都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課)

4 監査の期間

令和6年(2024年)10月24日～令和6年(2024年)12月25日

5 監査結果提出日

令和7年(2025年)1月23日

6 措置の内容

別紙令和7年(2025年)1月27日付け伊活ま空第1064号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊 活 ま 空 第 1064 号
令 和 7 年 1 月 27 日
(2025 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

伊丹まち未来株式会社

2 措置を講じた部局

伊丹まち未来株式会社

3 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第 199 条第 7 項による公の施設の指定管理者監査)

4 監査の期間

令和 6 年(2024 年)10 月 24 日～令和 6 年(2024 年)12 月 25 日

5 措置の内容

別紙のとおり

(社 印 省 略)
令和 7 年 1 月 24 日
(2025 年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹まち未来株式会社
代表取締役社長 梶村 一弘

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、次のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

伊丹まち未来株式会社

2 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第 199 条第 7 項による公の施設の指定管理者監査)

3 監査の期間

令和 6 年(2024 年)10 月 24 日～令和 6 年(2024 年)12 月 25 日

4 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

伊丹まち未来株式会社

指 摘 事 項	回 答
Ⅰ 公の施設の指定管理について (Ⅰ) 観光物産ギャラリーの年間事業報告書について 伊丹まち未来株式会社は観光物産ギャラリーの指定管理者として基本協定書に基づき、毎年度終了後、管理経費等の収支状況等を記載した年間事業報告書を市に提出しています。 令和５年度の指定管理業務に係る年間事業報告書と会計処理に係る帳簿等を確認したところ、年間事業報告書のうち、管理経費等の支出状況の記載に誤りがありました。これは、会計処理に係る帳簿等を確認せず、管理経費等の支出状況を記載したことによるものです。 今後は、市に対して適正な年間事業報告書を提出するよう改めてください。	財政援助団体等監査において、年間事業報告書のうち、管理経費等の支出状況の記載に誤りがあった旨、指摘をいただいたところです。 今後、本社と観光物産ギャラリーが一層密に連携して年間事業報告書の内容確認をすることにより、適正な事務処理に努めてまいります。